

J A全農・全農機商連の傘下事業者で実施

平成27年
スタート
します

中古農業機械査定士

検定試験に合格した『プロ査定士』が中古農業機械を査定します。

査定価格は、評価基準に基づき算定され、健全な市場形成により農家の信頼が高まります。

日本農業機械化協会が指導・管理する
全国統一の中古農機査定士制度のメリット

- 中古農業機械の適正な下取り評価
- 中古農業機械の性能維持・安全性の確保
- 農機販売拠点の信用アップ、中古農機販売の拡大
- 農家への信頼性が向上



中古農業機械査定士制度関係機関
全国農業協同組合連合会
一般社団法人日本農業機械化協会

全国農業機械商業協同組合連合会
都道府県中古農業機械査定士協議会

中古農業機械査定士Q&A

Q1 中古農業機械査定士とは？

A1 日本農業機械化協会が定める教程の講習を修了し、技能検定技試験に合格した農業機械整備士です。

Q2 中古農機査定事業者とは？

A2 中古農業機械査定士がおり、かつ、①古物商届出をしている、②農業機械整備施設設置基準認定整備施設を保有している、③全農又は全農機商連に所属する事業者です。

Q3 査定の対象機種は？

A3 現在のところ乗用トラクター、乗用田植機、コンバインの3機種になっています。中古流通量が一定以上になれば機種が追加されます。

Q4 中古農業機械査定士制度のメリットとは？

A4 年もの相応の能力と品質を備えた中古農機を、適正な評価ができるので信用、信頼が高まります。

Q5 協会が定める統一基準とは？

A5 日本農業機械化協会が実施する中古農業機械実態調査報告から、「経年減価率」と「アワメータ増減率表」を毎年作成し、査定事業者に示します。事業者は、この統一基準に加えて、個々の機械の状態を判断して査定価格を決定します。

Q6 「アワメータ増減率表」とは、どのようなものか？

A6 使用年数が同じでも積算使用時間が平均より多ければ、機体の損耗程度が大きいとみなしてマイナス評価し、少なければプラス評価します。

Q7 初期販売価格はどのようにするのか？

A7 初期販売時の売買契約書、売上伝票、当時の販売状況から推定して、各査定事業者の判断で決めます。

Q8 取扱説明書が無い場合は？

A8 重要書類であり再販時に添付を義務付けています。査定時、無い場合にはマイナス評価となります。